

平成 30 年 1 月 第 10 回定例役員会議事録

(平成 30 年 1 月 14 日 於 ; 青木平区民館)

出席者 (役員会) : 区長、第 1 町内会長、第 2 町内会長、会計、理事、監事、各班班長
(防災委員会) : 各班防災委員

報告事項について

区長より区外及び区内の活動に関して、以下の報告がありました。

1. 平成 29 年 富士宮安全・安心まちづくり～第 35 回 暴力追放・銃器根絶市民大会

開催日 : 平成 29 年 12 月 21 日 (木) 午後 1 時 30 分～4 時 00 分

場 所 : 富士宮市民文化会館 出席者 : 武井区長、田中町内会長及び他数名が参加しました。

2. 消防出初式

開催日 : 平成 30 年 1 月 6 日 (土) 午前 8 時 30 分～11 時 30 分

場 所 : 城山公園運動場 出席者 : 武井区長が参加しました。

3. 第 4 中校区 成人式

開催日 : 平成 30 年 1 月 7 日 (日) 午前 9 時 30 分～11 時 00 分

場 所 : 富士宮市総合福祉会館 安藤記念ホール 出席者 : 武井区長が参加しました。

4. 非会員・空き屋・空き地 (売地) 調査について (調査表の回収)

各班より集計表の提出が行われました。

(調査目的)

- 1) 青木平区内の居住状況の全体を把握し、災害時における安否確認資料として利用
- 2) 空き家、空き地 (売地) の状況把握し、増減の推移を確認していく。

5. 『どんど焼き』について

開催日 : 平成 30 年 1 月 7 日 (日) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分

参加者には、お汁粉や甘酒が振る舞われました。

6. 富丘地区『福祉ネットワーク部会 “見守り活動研修会” 参加について

15 名の参加が報告されました。

7. その他

12 月 15 日 青木平区内で発生した建物火災について

死傷者なし、近隣への延焼なし

◆ 防災委員会

1. 地域防災訓練の振り返りについて

平成 29 年 12 月 3 日 (日) に行われた地域防災訓練に関する振り返りが行われ、以下の意見が出されました。

- ・ まとめ役でもある防災委員のみなさんの行動がキビキビしており、防災機器の操作説明もしっかりでき訓練全体がとてもスムーズに行われた。
- ・ 青木平の子供たち、特に高校生の参加が増え、頼もしさを感じた。
- ・ 第2 防災倉庫前の『貯水槽』の給水弁の取付位置を知ることができた。過去何回も訓練を重ねてきたが水面下の位置にある給水バルブを認識していなかった。
- ・ AED 操作訓練は、参加者から『いつ必要になるか分からないので体験できて良かった』との感想が聞かれた。
- ・ 消火ホースの巻き取りについて、ホースを巻き取り機にセットする際、セット位置が分からず数回やり直しを行った。各消火ホースに巻取機にセットする位置に印を付けてもらいたい。
- ・ 消火栓の操作訓練で送水弁を開閉する T 字型レバーが、消火栓接続エルボと干渉し、操作がやりづらいので、T 字型レバーの長さを干渉しない位置まで伸ばして欲しい。

2. 各防災専門委員会活動報告について

各専門部会からの平成 29 年度の活動報告が行われました。

- ① 企画・広報部会：『救急車がくるまでに 応急手当講習テキスト』の全戸配布を計画していたができなかった。現在防災訓練時に実施されている『AED 操作訓練』を優先し、全班が終了した後、配布を行う。
- ② 防災訓練部会：資料に示す通り、消火訓練時の『放水、停止合図』を改善し、昨年に引き続き消火ホースを複数本連結した操作訓練と、合図の連携訓練を実施した。
- ③ 防災倉庫備品管理部会：各防災倉庫に保管、収納されている防災備品等のリストを作成し、管理できる状態に整えるまでには至らなかった。区民館ならびに防災倉庫に保管されている救急箱の内容物のチェックを行い、有効期限切れの薬は交換、補充する。また、救急箱の保管場所は、区民館から各防災倉庫に変更し、緊急時に即対応できる状態にする。なお、2 月 25 日に C グループのメンバーで区民館横の第 1 防災倉庫の点検を行いたい。
- ④ 機材管理部会：資料に基づき報告が行われ、今年新しく市から貸与された小型消火ポンプの操作訓練を 2 月の 25 日に実施する。

3. 平成 30 年度への防災引継ぎ事項等について

来年度の防災関連の取組として、以下の項目を引き継ぐ事としました。

- 1) 第 1 防災倉庫の整理：不要物の廃棄
実施時期：夏祭り当日 不要物の搬出を実施します。
- 2) 第 1 倉庫の屋根のペンキ塗り
実施時期：12 月 2 日（日）地域防災訓練終了後 午前 11 時 30 分～1 時間位
- 3) 総合防災訓練および地域防災訓練時、救護訓練の一環として AED 操作訓練の継続
- 4) 年 2 回実施される消火訓練では、①ポンプ及び消火栓の操作訓練と、②消火ホースを複数本接続し放水操作合図の連携訓練の継続。
- 5) 防災備品として一本の消火ホースを 2 本に分岐できる双口継ぎ手の購入を予定する。

◆ 役員会

1. 平成 30 年度 定例総会準備スケジュールについて

区長より、平成 30 年度の定例総会開催に向けたスケジュール及び準備項目について提案説明がありました。

以下のスケジュールに従い、定例総会に向け準備が行われます。

《平成 30 年度 定例総会準備スケジュール表》

日 程	曜 日	会 議 体	準 備 作 業 内 容
2月5日	月	執行委員会	定例総会資料の検討、確定 * 収支決算報告は除く 第1号議案 平成29年度事業報告(案) 第3号議案 平成30年度事業計画及び収支予算(案)
2月11日	日	役員会	定例総会までのスケジュールの確認、他
3月1日	木	会 計	平成29年度収支決算報告書(概算)を区長に提出
3月5日	月	執行委員会	定例総会資料決定 第1号議案 平成29年度事業報告及び決算報告 * 決算報告は概算 第2号議案 平成30年度役員改選候補者名簿 第3号議案 平成30年度事業計画及び収支予算
3月11日	日	18:00~執行部作業	役員会承認用定例総会資料製本作業 25部
		19:00~役員会	平成30年度定例総会議案の承認 ただし決算は概算
4月2日	月	18:00~会計監査	会計監査実施(各通帳の残高証明書準備)
		19:30~執行委員会	定例総会資料の最終チェック 平成30年度会議日程案、運営体制案の検討
4月8日	日	9:00~執行部作業	定例総会資料の印刷: 福社会館 280部印刷 ① 平成30年度 定例総会資料 ② 第2号議案附属資料 役員選考推薦理由書 ③ 定例総会出欠・議決権行使票
		18:00~執行部・役員	定例総会資料の製本作業 区民館 1F
		19:00~役員会	各班長へ定例総会資料の配布(全戸配布用) 定例総会出欠票配布 回収日: 4/20日(金) 迄に回収 回収した『出欠・議決権行使書』を添え、集計表を町内会長へ提出のこと ◆ 災害時要援護者資料の回収 ◆ 班長及び役員用『会員名簿』の回収
4月22日	日	14:00~定例総会	平成30年度 定例総会開催時間は従来通り
		16:00~役員・防災会	班長・防災委員に関する説明と行事及び会議日程について
		17:00~慰労会	退任役員の慰労会 区民会 1F

2. 一斉清掃の出不足金規定の変更について

区長より、『青木平区細則 第7条2項』の改訂について提案がありました。提案内容は、以下の通りです。

『青木平区運営細則』

(一斉清掃)

第7条 青木平区内の一斉清掃は、年間春秋2回実施するものとし、区長の指示に従う。

2 一斉清掃は、原則として会員世帯各1名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、**1,000円を班に納入する。**

削除



この一文を削除し、以下のように第2項を改める。



2 一斉清掃は、『**美しく、綺麗な青木平**』でありたいと思う方々の自発的な活動であり、原則として会員世帯各1名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、**班長にその旨を連絡する。**

追記

変更

(1) 改訂の主旨

- ① 本来、出不足金規定は『会員相互の負担義務の公平・平等を前提に、参加出来る人と出来ない人の負担を公平にするために、参加しない人からお金で代償^{だいしょう}してもらおう。』ことにあります。しかし、その実態は『懲罰的』な罰金としての意味合いが加味されて、取り扱われています。
- ② 仕事の都合で参加出来ない場合や、冠婚葬祭、旅行など家族的な都合、高齢により身体的負担が大きい場合など、このような場合、『負担の公平・平等』と言う名目だけで済ますことができるのか？今後のことも視野に入れ検討が必要な時期と考えます。
- ③ 『一斉清掃』の目的は、区内の清掃・美化活動であり、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の自発的な活動であるべきです。*『一斉清掃』の原点
- ④ 一方、『いつも参加しない人はどうするのか？』との声も聞かれますが、相手は、『お金を払っているから文句言われる筋合いではない。』と思っているのかもしれませんが、これでは本来の清掃・美化活動の主旨からみても参加しているとは言えません。

そこで、このような方も居ることを前提にしつつも、本来の『一斉清掃』の原点に立ち返り、自発的な区民の環境美化運動としていきましょう。

上記の主旨により『青木平区細則 第7条2項』の改訂を提案致します。

(2) 改訂の手続き

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、役員会において、その構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

役員会構成員：21名（執行部役員・監事：11名 班長：10名） 同意に必要な人数は16名となります。

(3) 提案に対する承認および施行時期

本役員会では提案のみとし、次回2月の役員会で4分の3以上の同意を得るものとします。

施行日は同意を得た、2月役員会開催日となります。（平成30年2月11日）

以上